

総学庶第322号

平成元年4月20日

内閣総理大臣

竹下登殿

日本学術會議会長

近藤次郎

大学等における学術研究の推進について－研究設備等の高度化
に関する緊急提言－（勧告）

標記について、日本学術會議第107回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

記

今日、我が国の科学・技術は、多くの分野で比較的高い水準にあり、それによって文化・経済等社会生活の向上発展に大きく寄与している。また、我が国の科学・技術の一部は、先進諸外国にも導入される程に成長を遂げている。その原動力となったものは、大学等における学術研究と人材の育成、開発研究や改良研究に重点を置いた産業界の活力及びこれらに起因する国際的地位の向上であった。

今後、我が国が21世紀に向けて、国際社会の中で文化国家として十分な役割を果たしていくためには、人類の福祉増進に波及的効果のある基礎研究を一層充実させていくことが緊要の課題である。この基礎研究の成果は、多くの場合、直ちに実利とは結びつかないとしても、その専門分野のみならず、広く科学・技術の進歩に寄与し、人類の知的欲求を満足させ、また世界各国における我が国の評価を高からしめる所以ともなる。その意味において、自由な発想に基づく基礎

研究の推進は必須であるが、特にそれを主体とする大学等における学術研究の活性化を強力に図らねばならない。

しかるに、大学等を中心とする学術研究の財政基盤の現状は、甚だ憂慮すべき事態におかれている。最近では、我が国全体の研究費は年ごとに増加し、国全体としては、G N P の 2.80% に達しているが、その大部分は民間投資による産業技術に関する開発研究費である。

これに反して、大学等での研究を支える学術予算は抑制されており、この事態を見過ごしては悔いを後世に残すことになる。したがって、長期的観点に立って、特に基礎研究を育成し、人類の知的共有財産である科学・技術の発展に積極的に貢献することは、経済大国と呼ばれるようになった我が国の当然の責務であり、今こそ、この責務を果たすべき時である。

日本学術会議では、昭和 62 年 4 月 24 日付け「大学等における学術予算の増額について」の要望書を提出した。これらを踏まえて、科学研究費補助金等の拡充等が進められているところであるが、大学等における学術研究予算を一般の予算要求基準の別枠とすることが肝要である。

特に、国際的に研究設備等の高度化が進む中で、我が国の大学等における研究設備の老朽化、陳腐化は、研究と若手研究者の育成を困難にしている。一方、人文・社会科学においても、研究の在り方が近年急速に変化し、研究設備のための費用が急増している。また、研究上不可欠な研究者及び研究補助者の充実も長期間にわたって行われていない。

これらの諸点については、早急な対策を検討する必要があるが、今回はその中でも特に研究設備等について緊急に次の措置を取るよう勧告する。

我が国の研究経費において、国費の負担割合を引き上げつつ、基礎研究を重視してこれを推進する観点から、国立学校特別会計予算、私大助成及び公立大学補助の各予算について格段の増額を図る必要があり、その際、特に研究設備の整備充実を図るべきである。

そのためには、国立大学の研究設備費や公立大学、私立大学等への研究設備費補助金を飛躍的に増額する措置を取ること、一大学では措置しにくい大型設備については、全国的規模の共同利用設備や昭和 62 年 4 月 23 日付け「地域型研究機関（仮称）の設立について」の勧告においても指摘している共同利用機器センターを、重点的に早急に整備していくことが必要である。人文・社会科学系についても、昭和 63 年 4 月 21 日付け「大学等における学術諸分野の研究情報活動の推進について（要望）」のとおり、コンピュータや原資料、文献、図書コレクションとその利用のための機器やネットワークなどの整備が極めて重要である。

なお、我が国の基礎研究を限られた人的・物的資源のなかで、より一層有効に推進していくためには、大学等と各省庁の研究機関の基礎研究に関する研究設備の相互利用とそれを通しての研究者の相互交流を推奨する方策を探るべきである。その際、国の手続きを一段と簡素化、迅速化するなど制度の改善を図る必要がある。

本信送付先

内閣總理大臣

本信写送付先